

平成29年度福井県職業訓練実施計画

福井労働局
福井県

1 総説

(1) 計画のねらい

この計画は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「能開法」という。）に基づき公共職業能力開発施設等で行われる離職者等に対する職業訓練（以下「公共職業訓練」という。）、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号。以下「支援法」という。）に基づき特定求職者に対して行われる職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）について、計画期間中の対象者数等を明確にし、計画的な公共職業訓練および求職者支援訓練（以下「公的職業訓練」という。）の実施を通じて、求職者等に対する職業訓練受講の機会を十分に確保し、職業の安定、労働者の地位向上等を図るものである。

また、本計画について、福井労働局、公共職業安定所、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構福井支部および福井県が一体となって連携・調整を行い、効率的かつ効果的な職業訓練の実施を図るものとする。

(2) 計画の位置付け

能開法第7条に基づき、国が新たに策定した「第10次職業能力開発基本計画」および地域の事情を考慮し福井県が策定した「第10次福井県職業能力開発基本計画」を踏まえ、各年度の実実施計画として推進するものである。

(3) 計画期間

計画期間は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までとする。

(4) 計画の改定

この計画は、職業訓練の実施状況等を踏まえ、必要な場合には改定するものとする。

2 労働市場の動向と課題等

(1) 労働市場の動向と課題

県内労働市場において、新規高卒者就職率99.9%、女性就業率55.4%、障害者の就職率67.5%など、全国的に高い数値となっていることに加え、平成28年10月の有効求人倍率は1.90倍と高い水準を推移しており、雇用情勢は着実に改善している。

直近の産業別求人数においても、「建設業」で前年より減少傾向が見られたが、基幹産業である「製造業」や「医療・福祉」で増加しており、「卸・小売業」および「宿泊・飲食サービス業」では引き続き高い水準で推移しているなど、恒常的

な人手不足となっている建設業、医療・福祉のみならず、卸・小売業など他の業種においても人手不足感が進んでいる状況であり、これらの産業における人材確保が課題となっている。

一方で、少子高齢化等により、県内企業の成長を担う生産年齢人口が、2030年には2015年比で66千人減少の384千人となることが見込まれており、経済成長へのマイナス影響が懸念されている。

このような状況下において、県内の経済成長を持続していくためには、生産性向上に資する人材の育成や女性、若者、障害者等に対する職業能力開発など、一人ひとりの能力の底上げを図っていくことが必要になっている。

(2) 平成28年度における公的職業訓練をめぐる状況

平成28年度の職業訓練の受講者数は、次のとおりである。

- ・公共職業訓練 1,172人（平成28年10月末現在）
（離職者訓練 430人、在職者訓練 708人、学卒者訓練 34人）
- ・求職者支援訓練 101人（平成28年10月末現在）

平成28年度の職業訓練の就職率は、次のとおりである。

- | | | | |
|----------------|-------|----|-------|
| ・公共職業訓練（離職者訓練） | 施設内訓練 | 県 | 87.5% |
| | | 機構 | 91.3% |
| ・求職者支援訓練 | 委託訓練 | | 80.4% |
| | 基礎コース | | 73.7% |
| | 実践コース | | 80.2% |

注) 1 公共職業訓練の就職率は、平成28年9月末までに修了した訓練の訓練終了後3か月までの就職率である。

2 求職者支援訓練の基礎コースおよび実践コースの就職率は、平成28年9月末までに修了した訓練の訓練終了後3か月までの雇用保険適用就職率である。

3 平成29年度における職業訓練の実施方針

福井県内における公的職業訓練を計画的かつ効果的に実施するため、一体的な計画のもとに取り組むとともに、それぞれの訓練は次の方針により実施する。

【離職者訓練】

人手不足となっている建設、医療・福祉の分野や中小企業等地域のニーズを踏まえた訓練を実施するとともに、女性や中高年齢者の活躍促進のための訓練を実施する。

【在職者訓練】

公共職業能力開発施設における指導員の派遣、施設設備の開放等を実施するとともに、企業の人材育成支援の充実が求められていることから、施設内での能力

開発セミナーや外部講師による訓練を実施する。

【学卒者訓練】

高等学校新規卒業者や若年無業者等を対象に地域のものづくり産業等で活躍できる訓練を実施する。

【障害者訓練】

施設内における OA 操作といった事務能力の習得や企業の現場を活用した実践的な訓練を実施する。

【求職者支援訓練】

基礎能力を習得する訓練（基礎コース）および基礎的能力から実践的能力までを一括して習得する訓練（実践コース）を実施する。

さらに、地域の関係者が連携・協力を強化するための連絡・協議の場を設け、職業訓練を効果的に実施する。

※平成 29 年度公的職業訓練実施計画【別紙】

(1) 離職者訓練の対象者数等

①施設内訓練に係る実施規模と分野

- ・平成 29 年度の福井県地域における施設内訓練は、14 科目について 290 名の訓練定員を確保する。
- ・県立産業技術専門学院においては、ものづくりの基本となる技能を習得するための訓練に加え、新たに女性や中高年齢者を対象とした訓練を実施する(訓練期間:2 か月間～6 か月間)。
- ・高齢・障害・求職者雇用支援機構福井支部福井職業能力開発促進センターにおいては、地域の事業主団体、事業主等業界のニーズをもとに、主なものづくりの分野であって委託訓練等民間では実施が難しいコースや女性を対象とした訓練を実施する(訓練期間:6 か月間～7 か月間)。

○平成 29 年度計画 定員 290 名

施設名	定員	訓練科		就職率目標
県産業技術専門学院	100	8 科		
福井	45	4 科	溶接科 設備保全科 オフィス実務科 シニア物流ワーク科	80%
敦賀	55	4 科	電気科 設備保全科 ビジネス実務科 シルバーワーキング科	80%
福井職業能力開発促進センター	190	6 科	テクニカルオペレーション科 (CAD・NC 技術科) CAD・ものづくりサポート科 生産管理技術	80%

			科（生産実務サポート科） テクニカルオペレーション科（DS）（機械加工科・CAD科） ビル管理技術科 電気設備技術科（住宅電気設備科） ビジネススキル講習
合 計	290	14 科	

②委託訓練に係る実施規模と分野

- ・委託訓練は、訓練定員を730名（平成28年度から35名減）として実施する。
- ・求職者の就職を支援するため、雇用保険の受給者等を対象として、専修学校等の民間教育訓練機関等に委託して実施する。
- ・設定するコースは、人手不足が深刻な介護や建設分野をはじめ、パソコン、事務、情報等の訓練を実施する。
- ・女性の活躍推進として、託児サービス付き訓練や短時間訓練（1日4時間程度）を実施する。

○平成29年度計画 定員 730名

訓練コース	定員	訓練科（案）
資格取得コース	20	
介護福祉士養成	20	介護福祉科
介護系	165	介護実務者研修科、介護初任者研修科
IT系	225	Web活用科、IT初級科 他
事務系	180	医療事務科、情報経理基礎科 他
建設系	10	鉄筋加工科、型枠加工科 他
その他	130	
合 計	730	

※就職率の目標 85.0%

（2）公共職業訓練（在職者訓練）の対象者数等

- ・平成29年度においては、889名の訓練定員を確保する。
- ・県産業技術専門学院では、事業主と在職者のニーズを踏まえたレディメイド型コースを実施するとともに、地域における中小企業の個々のニーズに応じた指導員の派遣等のオーダーメイド型コースを実施する。
- ・独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構福井支部福井職業能力開発促進センターでは、在職者に対する職務の高度化および多様化に対応した職業能力開発を推進するため、能力開発セミナー（ものづくり分野）および事業主が自ら実施する教育訓練に対する指導員の派遣、施設設備の開放等を積極的に実施する。また、県産業技術専門学院と同様に事業主からの要望に対応するオーダーメイドセミナーを実施する。

○平成 29 年度計画 定員 889 名

施設名	定員	訓練科	
県産業技術専門学院	475	48 回	
福井学院	205	22 回	電気工事科、メカトロクス科等
敦賀学院	270	26 回	電気工事科、溶接科等
福井職業能力開発促進センター	414	39 回	生産技術科、制御技術科、電気技術科および建築設備科
合計	889	87 回	

(3) 公共職業訓練（学卒者訓練）の対象者数等

- ・県産業技術専門学院において、普通職業訓練（普通課程および短期課程）を実施する。
- ・県産業技術専門学院では、本県のものづくり産業の将来を支える人材を養成するため、高等学校卒業者等概ね 30 歳以下の若年者を対象として、職業に必要な基礎的な技能および知識を習得させる 1 年間または 2 年間の職業訓練を実施する。

自動車整備科	20 名 (20 名)
自動車板金塗装科	10 名 (10 名)
生産システム設備科	10 名 (10 名)
ショップビジネス科	10 名 (10 名)
金属ものづくり科	10 名 (10 名)
溶接技術科	10 名 (10 名)

計 6 科 70 名 (70 名) () 内は年間延定員

(4) 障害者等に対する公共職業訓練の対象者数等

- ・県産業技術専門学院に障害者職業訓練コーディネーターを配置し、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター等と連携しながら、障害者の態様に応じた委託訓練を実施する。

○平成 29 年度計画 定員 45 名

訓練コース	訓練期間	定員
知識・技能習得訓練コース	3 か月	5 名
実践能力習得訓練コース	2～3 か月	20 名
e-ラーニングコース	-	-
特別支援学校早期訓練コース	1～3 か月	20 名
在職者訓練コース	-	-
合 計		45 名

※就職率の目標 95.0%

(5) 求職者支援訓練の対象者数等

① 実施規模と分野、就職率に係る目標

- 平成 29 年度においては、非正規労働者、自営廃業者等雇用保険の基本手当を受けられない者に対する雇用のセーフティネットとしての機能が果たすことができるよう、300 人程度に訓練機会を提供するため、訓練認定規模は 480 人を上限とする。

※ 訓練認定規模×63%を訓練機会提供数と想定する。

- 訓練内容としては、基礎的能力を習得する職業訓練（基礎コース）と基礎的能力から実践的能力までを一括して習得する職業訓練（実践コース）を設定し、求職者支援訓練全体に対する基礎コースおよび実践コースの割合は、ともに 50%程度とする。
- その際、成長分野とされている分野および職種に重点を置くこととし、地域における産業の動向ならびに求人ニーズおよび求職者ニーズを踏まえた訓練コースを設定する。また、人手不足分野である建設業関係の設定にも努める。
- なお、「情報系分野の認定および開講の実績が低調であるため、同分野の設定を行わず、「その他」で対応することとする。
- 訓練認定規模の割合は、次の表のとおりとする。

		県 下 全 域
基 礎 コ ー ス		200人
実 践 コ ー ス		280人
	介護系	60人
	医療事務系	45人
	情報系	0人
	その他	160人
	地域枠	15人
合計		480人

上記のうち、新規参入枠は次のとおりとする。

		県下全域
基 礎 コ ー ス		20%
実 践 コ ー ス		20%

- 地域枠については、嶺南地域で医療系の訓練コースとする。
- 認定申請が認定上限値を下回った場合の余剰人員は、同一年度の次期以降の認定受付期間に繰り越す取扱いができることとする。
- 認定単位期間については、福井県においては、四半期ごとに求職者支援訓練を認定することとする。
- 認定単位期間ごとの具体的な定員および認定申請受付期間については、福井労働局のホームページおよび独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

福井支部のホームページで周知する。

- ・第4四半期までに繰り越した認定枠については、第4四半期において、基礎コースと実践コースとの間での振替えおよび実践コースの他の分野への振替えを可能とする。
- ・求職者支援訓練修了者の雇用保険適用就職率は、基礎コースにあつては55%以上、実践コースにあつては60%以上を目標とする。

②訓練受講者に対する就職支援等の充実

- ・求職者支援訓練の受講者に対しては、公共職業安定所におけるキャリア・コンサルティングを通じ、適切な訓練コースの選択を支援する。
- ・求職者支援訓練の受講者には、長期失業者、正社員経験が少ない者等が少なくないことから、職業訓練により知識および技能を高めることはもとより、訓練修了者の就職に向けたきめ細かい支援も必要であることから、訓練期間中にジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングの機会を設け、訓練修了後の求職活動の方向性を明確化するとともに、訓練実施機関と公共職業安定所とが連携し、訓練効果を活かせる求人情報の提供など、就職に向けた支援を充実する。
- ・訓練修了後は、訓練実施機関による独自の就職支援のほか、公共職業安定所においても、訓練実施機関が訓練修了時に交付したジョブ・カード（評価シートを含む。）等を活用し、未就職者の就職支援に一層積極的に取り組むこととする。
- ・訓練修了後、直ちに就職活動に入らず、引き続き技能向上のための公共職業訓練（離職者訓練）の受講を希望する者に対しては、関連する訓練情報を提供し、円滑な受講に向けた支援を行う。

4 公的職業訓練の実施に当たり公共職業能力開発施設が行うべき事項等

(1) 関係機関との連携

- ・福井県、国（福井労働局）および独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構福井支部が一体的に公的職業訓練の調整を行うことで、適切な規模、分野および時期において職業訓練の機会および受講者を確保する。
- ・職業訓練を効果的に実施し、訓練修了者の就職を実現していく上で、県および国の関係行政機関はもとより、地域の訓練実施機関、労使団体等の幅広い理解および協力が求められることから、平成29年度においても福井県地域訓練協議会を開催し、地域の実情を踏まえた計画的で実効ある職業訓練を推進していく。
- ・福井県地域訓練協議会においては、必要に応じ、地域の産業ニーズを踏まえて、訓練内容の検討や就職支援等の連携を図るためのワーキングチーム等による会議を開催する。

(2) 公的職業訓練の受講生の能力および適性に応じた公的職業訓練の実施

- ・公共職業訓練（離職者訓練）および求職者支援訓練におけるジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングの着実な実施等に資するため、福井県地

域ジョブ・カード運営本部において、効果的な周知および啓発のあり方を検討し、関係機関を通じた周知を図る。

(3) その他

- ・今後とも、福井県地域訓練協議会を開催し、職業訓練の実施状況等についてフォローアップを行う。